

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ，地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

## 原告ら準備書面（被害総論5）

多種多様な被害とその立証方法について

2014（平成26）年8月11日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

## 第1 はじめに（本書面の目的）

原告らは、本件原発事故によって被っている被害について、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」すなわち「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」の侵害ととらえ、原状回復と慰謝料の請求をしている。しかしながら、その被害は「平穏生活権侵害」というとらえ方によって全面的に評価され尽くされているとは言えず、放射性物質で地域全体が汚染されたことにより、さまざまな被害が派生的に生じている。

個々の原告らの被害が多種多様な現れ方をしているのは、居住地していた（いる）地域（原発からの距離や汚染の程度）、従事する職業、家族構成（放射線による影響を受けやすいと言われる子どもが家族内にいるかなど）、あるいは、各人が得た放射線被ばくの健康影響についての知識や生活歴等の事情によって、放射線被ばくによる健康不安を感じる程度が異なり、またその防護のための行動も異なるからである。

原告らは、これらの多種多様な被害の現れ方に影響している各要素を考慮して選定した代表原告について、詳細な陳述書を提出し、本人尋問等を実施することにより各原告らの被害の全体像（総体）の詳細な立証を行う予定である。

そこで、本書面においては、多種多様な被害の現れ方に影響している各要素について整理するとともに、被害の全体像（総体）の立証を行うために、少なくとも35名の原告の本人尋問が必要であることを明らかにする。

## 第2 多種多様な被害と、その被害の現れ方に影響している要素

### 1 被害の現れ方に影響している要素

まず、原告の原発事故当時の居住地や汚染の程度によって、その被害の内容、程度は異なる。各居住地、地域ごとに、気候、地形などの自然環境、営まれていた生業、文化が異なるからである。そしてその地域によって放射能汚染の程

度も異なっており、当然にその汚染の程度は被害の現れ方に影響している。

多種多様な被害の現れ方に最も大きく影響している要素として、放射線防護の根本的かつ最も有効な方法である「避難」の有無が挙げられる。避難した場合には日々の放射線被ばくという危険を避けることができるため、放射能汚染された地域に住み続けている者と避難した者とでは必然的にその被害の現れ方が異なってくる。

その他に、それぞれが従事していた職業、家族構成等によっても被害の現れ方、性質、程度が異なる。

以下、滞在者と避難者に分けて、主な被害の現れ方を示し、その被害に影響している各要素について述べる。

## 2 事故前の居住地で生活続ける者（滞行者）の被害

### (1) 放射線被ばくそのものによる健康不安

汚染された地域で生活続ける原告らは、地域を汚染した放射性物質が放つ放射線による外部被ばくと、放射性物質に汚染された食料や水などを体内に摂取することによる内部被ばくの危険にさらされ続けているため、日々の生活のすべての面において、自分やその家族（特に影響を受けやすい子ども）の「放射性物質による地域汚染と放射線被ばく」による「現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念」を抱えている。

### (2) 事故前の生活の変容

そして、このような不安を少しでも軽減しようと、各人の判断で出来る限りの放射線防護対策をとらざるを得なくなり（ここでは避難以外の意味）、それまでの生活の変容を強いられ、そのことによる苦痛を被っている。

典型例を挙げれば、趣味や自然との触れあい（例えば釣り、キノコや山菜などの採取）を奪われたことによる苦痛、国や自治体による不十分な除染に不満を感じ、その除染した汚染物質を自宅の庭や居住地域内に置かなければならないこと、またその仮置場を日々目にすることによる不安、苦痛がある。

特に放射線被ばくによる健康影響のおそれ大きい子どもがいる家庭では、外遊びを極力避けるようにしたり、布団や洗濯物を外に干すことを避けたり、地元産の食材を食べさせることを避けたり、市販の飲料水を購入するなどの生活の変容を余儀なくされている。これらの一つ一つを個別に取り上げれば些細な変化ではあるものの、そのような放射線防護措置をとらざるを得ないほどの健康不安を抱えた生活を強いられていることによる精神的苦痛は筆舌に尽くしがたいものがある。

### (3) 家族関係

各原告らの家族構成によっても被害の現れ方は異なる。

子どもを持つ両親や祖父母は、子どもや孫に不要な放射線被ばくをさせてしまったのではないかという後悔と、将来的に重大な健康被害が出るのではないかという恐怖を抱きつつ、そのような不安を閉じこめて生活をしている。

また、子どもや孫が避難したことによって家族が離れ離れの生活を強いられ、避難を選択しなくても、避難するか否かで家族内で意見の対立が生じたりするなど、家族関係の変容による被害も生じている。

もともと県外などで離れて別々に暮らしていた家族の場合でも、これまでのような里帰りという家族間の交流が困難となり、子や孫とゆっくりと会い、その成長を見るという機会そのものが奪われるなどの苦痛も被っている。

### (4) 友人・知人関係，地域との関わり

放射線防護に関する考え方の違いによる意見の対立等により、友人、知人及び地域の間人間関係に溝が生じたり、疎遠になったりするなど、その関係性に変容しており、そのことによる苦痛を被っている。

### (5) 職業生活

自然の恵みを享受することを生業とする者、すなわち農業、漁業、林業、酪農・畜産等を職業としてきた者は、その生業の根源とも言うべき土地、海、山林を汚染されたことにより、出荷停止、風評被害等により生業の継続自体

が困難な状況に追い込まれ、さらには作業中の被ばくによる健康不安、不十分な除染による先行きの見えない不安などの被害を被っている。これらの被害は、各業種によって異なり、また同じ農業でも、生産している農作物の種類によって異なる。

それ以外の職業においても、風評被害、放射能汚染を原因とした人間関係の変容や仕事内容の負担増加等の被害が生じている。

それぞれの生業は、各原告が長年の努力と経験によって築き上げてきたものであり、その人それぞれの生きがいでもある。その生きがいと感じてきた生業を侵害されたことによる苦痛を被っている。

### 3 避難を余儀なくされた者（避難者）の被害

#### (1) 避難者に共通する被害の現れ方

本件事故による放射能汚染によって避難を余儀なくされた者は、国の避難指示によるか否かにかかわらず、住み慣れた地域での生活を奪われ、そこで構築されていた家族関係や親族関係、親交を厚くしていた地域の住民との関係すべてが変容ないし崩壊させられている。

#### (2) 国の避難指示によって強制的に避難を強いられた者の被害

##### ア 放射線被ばくによる健康不安

事故直後、正確な情報も与えられなかったため、線量の高い地域に避難してしまったこと等により多くの被ばくを強いられたことによる健康不安を感じている。

##### イ 事故前の生活の変容ないし喪失

着の身着のままの状態での避難を余儀なくされ、避難所や仮設住宅の悪質な住環境での生活、何よりも、慣れ親しんだ自宅、ふるさとでの生活の全てを奪われている。

長期間にわたって放置された自宅やふるさとが荒廃してしまったことや自宅に帰るために許可を得なければならない屈辱という苦痛も被って

いる。

ふるさとへの帰還のめどは経たず、先の見えない生活を強いられている。

ウ 家族関係・友人知人関係・地域のつながり

事故前に一緒に生活していた家族、友人は離ればなれになってしまっており、地域の結びつきは崩壊してしまっている。

エ 職業生活

ほとんどの者が失職、転職を余儀なくされており、生きがいとしてきた生業を奪われている。

(3) 国の避難指示によらずに、自らのあるいは子どもや孫の生命、身体を守ろうという思いから避難することを選択した者の被害

ア 放射線被ばくによる不安

汚染された地域での生活から逃れることにより、放射線被ばくによる日々の不安からは解放される。しかしながら、避難をしたからといってすべての健康不安が無くなる訳ではない。日々の放射線被ばくによる不安から解放されるだけであり、避難するまでに被ばくしたことによる将来の健康不安は払拭されない。

イ 事故前の生活の変容ないし喪失

慣れ親しんだ自宅、ふるさとでの生活を奪われ、慣れない土地での生活による様々な不安や不便さ、避難生活による経済的負担の増加という不安を抱きながらの生活を強いられている。

また、このまま避難を継続すべきか、それとも帰還すべきか、という葛藤をしながら、先の見通しが立たない生活を続けている。

ウ 家族関係、友人・知人関係、地域とのつながり

避難せずに地元での生活を続ける者との間で意見の違いや対立が生じ、それが原因となって、家族で離れて暮らすことを余儀なくされたり、家族関係そのものに亀裂が生じたりしており、離婚にまで至る場合もあるなど

家族関係の変容または崩壊という被害が生じている。

友人や地域の住民との人間関係も家族関係と同様に、避難に伴い疎遠になって交流が絶たれたりするなどの変容，崩壊が生じている。

このように，国の避難指示によらずに避難した者は，避難をしたこと自体について周囲から理解されず，その行動を批判され，そのことで親しくしていた人間関係を失うなどの苦痛を被っている。

#### オ 職業生活

避難者のうち，福島県内あるいは隣県に避難した者の中には元の居住地における職場に通勤している者もあり，その場合には遠距離通勤という負担を被っており，それ以外の避難者の多くは，避難に伴い，失職，転職を余儀なくされている。

### 第3 被害立証（特に原告本人尋問の実施の必要性及びその人選の概要）について

- 1 第2で述べたとおり，原告らの被害は，大まかな類型として滞在者と避難者とに分けて整理することができるが，実際には，一時的に避難していたものの現在は元の居住地に戻っている者や，元の居住地での生活を一定期間続けた後に避難を決意して避難した者，あるいは現在も元の居住地で生活しながら週末避難を続けている者など，避難の時期，態様は様々であり，それによって被害の現れ方，性質，程度も異なる。

またその被害は，様々な要素により左右され，一様ではない。そしてその各要素が相互に複雑に絡み合うことにより，多種多様かつ深刻な被害が生じているのである。

それらの被害の総体を把握しなければ，各原告が享受していた事故前の平穏な生活による利益が，各原告の人格的生存にとってどれほど重要な要素であったのかを適切に理解することは出来ず，またその生活が侵害されたことによる被害の内容，程度を適切に把握することも出来ない。

2 原告らは、被害の総体を立証するため、①原告の原発事故当時の居住地、汚染の程度、②被害者の職業、③家族構成、④避難の有無などの諸事情を勘案し、典型的な被害者（チャンピオン）として、原告らのうち、35名の本人尋問を実施することを求めている。

①から③について細かく例を挙げるとすれば、①については、強制避難区域内の各自治体、福島県内の浜通り、中通り、会津、茨城県、栃木県、宮城県に居住していた者、②については、農業関係者（各地域、生産している農作物ごと数名）、漁業関係者、林業関係者、酪農・畜産関係者、観光業者、事業者、サービス業、教育関係者、主婦など、③については、若い子どもや孫を持つ祖父母、父親及び母親である。

これらの諸事情に加え、④の避難の有無、態様を勘案すると、本件事故による多種多様な被害の総体を立証するためには、少なくとも35名の本人尋問を実施することが必要である。

以上